

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(28) (略)	(略)
(29) 波長多重機能に係る料金の適用	<p>ア 波長多重機能ア欄に係る料金については、2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ欄に係る料金及び2-1-1-1 第6欄ア欄に係る料金と組み合わせて適用します。</p> <p>イ 波長多重機能イ欄に係る料金については、光信号多重分離機能ア欄に係る料金と組み合わせて適用します。</p>

2 料金額
2-11 その他の機能

区 分			単位	料金額	備考
(1)～(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 波長多重機能	専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	ア イ以外の場合	月額	749円	
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額	174円	

附 則 (令和元年6月25日東相制第18-00108号)

1～5 (略)

(IP通信網との接続に係る機能の経過措置)

6 本機能は料金表第1表接続料金第2網改造料1-1 (網改造料の対象となる機能) 第53欄ア (イ) 欄の補完的な機能と位置付け、平成32年6月末日まで、接続申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付を実施するものとします。

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(28) (略)	(略)
(29) 波長多重機能に係る料金の適用	<p>ア 波長多重機能ア欄に係る料金については、2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ(7)欄又は(イ)欄 (1Gbit/sタイプに限ります。)に係る料金及び2-1-1-1 第6欄ア欄に係る料金と組み合わせて適用します。</p> <p>イ 波長多重機能イ欄に係る料金については、光信号多重分離機能ア(7)欄又はイ欄に係る料金と組み合わせて適用します。</p>

2 料金額
2-11 その他の機能

区 分			単位	料金額	備考
(1)～(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 波長多重機能	専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	ア イ以外の場合	月額	736円	
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額	181円	

附 則 (令和元年6月25日東相制第18-00108号)

1～5 (略)

(IP通信網との接続に係る機能の経過措置)

6 本機能は料金表第1表接続料金第2網改造料1-1 (網改造料の対象となる機能) 第53欄ア (イ) 欄の補完的な機能と位置付け、令和3年6月末日まで、接続申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付を実施するものとします。

附 則 (令和2年6月16日東相制第20-00016号)

この改正規定は、令和2年6月16日から実施し、令和2年4月1日に遡及して適用します。